

各病院管理者
各有床診療所管理者 } 様

香川県健康福祉部医療政策課長

病床機能分化連携基盤整備事業等の意向調査について

日頃は、本県の医療行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、病床機能の分化・連携等に向けた支援事業を実施しています。

つきましては、令和 9 年度に事業の実施を希望する場合は、別添の事業概要や下記ホームページに掲載している交付要綱等を御確認の上、事業計画書を令和 8 年 9 月 7 日（月）【必着】までに御提出願います。

なお、別添の事業概要は、令和 8 年度現在の内容を記載しています。令和 9 年度以降の事業内容等については、変更となる可能性がありますので、御了承ください。

記

各事業の交付要綱、事業計画書様式等は、香川県ホームページの「医療機関向け医療情報」に掲載していますので、ご確認ください。

香川県 医療機関向け医療情報

補助金

その他

- 災害医療対策事業等実施要綱の一部改正について
- 病床機能分化連携基盤整備事業について
- 病床機能再編支援事業について
- 病床機能分化連携等検討支援事業について
- 病床数適正化緊急支援事業について
- 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業

回復期への転換

病床の削減

収支シミュレーション等

【事業計画書提出先・問合せ先】

〒760-8570 高松市番町四丁目 1-10

香川県健康福祉部医療政策課 多岡

電話：087-832-3319

FAX：087-806-0248

メール：fz7138@pref.kagawa.lg.jp

病床機能分化連携基盤整備事業の概要

事業の目的

香川県地域医療構想における2025年の必要病床数に対して不足する回復期機能病床の整備を促進することで、病床機能の分化・連携を推進し、将来の医療需要に対応できる医療提供体制の構築を図る。

補助対象

〔病 院〕

施設：急性期病床等からの転換により、「回復期リハビリテーション病棟入院料」、「地域包括ケア病棟入院料」又は「地域包括医療病棟入院料（主に回復期機能を提供する場合に限る。）」を算定する病棟、「地域包括ケア入院医療管理料」を算定する病室等の新築・増改築・改修を行う場合に要する工事費又は工事請負費

設備：上記病棟・病室として必要な医療機器等の設備整備費

〔有床診療所〕

施設：回復期機能の充実に必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費

設備：上記病棟・病室として必要な医療機器等の設備整備費

補助基準額等

○補助基準額

〔病 院〕

施設：転換する病床1床当たり 12,100千円

設備：1施設当たり11,000千円

（1品当たり100千円以上の設備が対象。1施設当たり1,100千円未満の場合は補助対象外）

〔有床診療所〕

施設：新築・増改築・改修する面積（上限450㎡）×単価（鉄筋コンクリート484,000円、ブロック214,000円）

設備：1施設当たり11,000千円

（1品当たり100千円以上の設備が対象。1施設当たり1,100千円未満の場合は補助対象外）

○補助率 1／2（補助基準額と実事業費を比較し、少ない方の額に補助率を乗じて補助額を求める。）

病床機能再編支援事業の概要①

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組む際の財政支援*1を実施する。
- 令和2年度に予算事業として措置された本事業について法改正を行い、新たに地域医療介護総合確保基金の中に位置付け、引き続き事業を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10／10）】

「単独医療機関」の取組に対する財政支援

【1.単独支援給付金支給事業】

病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関（統合により廃止する場合も含む）に対し、減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給

※病床機能再編後の対象3区分*2の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下となること

「複数医療機関」の取組に対する財政支援

【2.統合支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合のコスト等に充当するため、統合計画に参加する医療機関（統合関係医療機関）全体で減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給（配分は統合関係医療機関全体で調整）

※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援

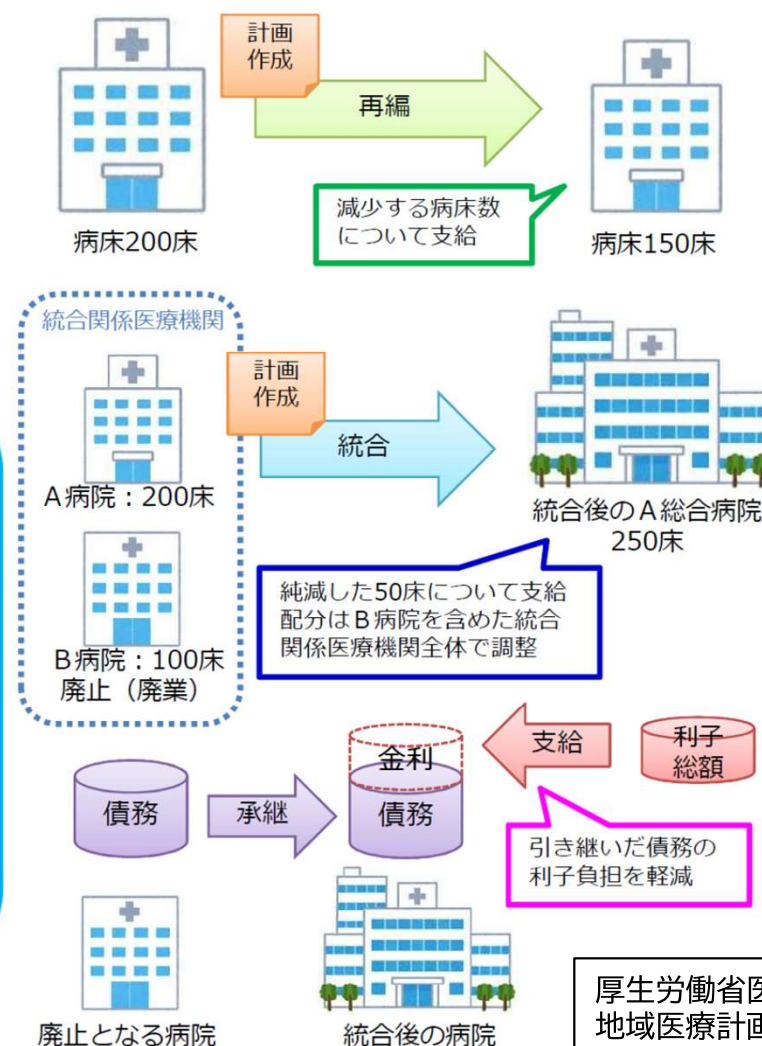
※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数が10%以上減少する場合に対象

【3.債務整理支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合において、廃止される医療機関の残債を統合後に残る医療機関に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後医療機関へ支給

※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少する場合に対象

※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る



*1 財政支援 ……使途に制約のない給付金を支給

*2 対象3区分……高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能

病床機能再編支援事業の概要②

支援対象（単独支援・統合支援・債務整理支援）

- 単独の医療機関の病床再編又は医療機関の統合に伴う病床再編により、平成30年度の病床機能報告における高度急性期・急性期・慢性期（以下「対象3区分」という。）の稼働病床から病床を削減する医療機関が対象となる。
- 地域医療構想調整会議・医療審議会での協議を踏まえて、**地域医療構想実現に向けて必要な取組と認められる必要**がある。
- 病床再編後の対象3区分の許可病床数が**平成30年度の病床機能報告における稼働病床数の90%以下となる必要**がある。
- 地域医療構想の実現を目的としたものでない病床再編（経営困難等によるもの）は支援対象とならない。
- 債務整理支援給付金のみ、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに融資を受けている必要がある。

支援額等

○単独支援給付金・統合支援給付金の支援単価

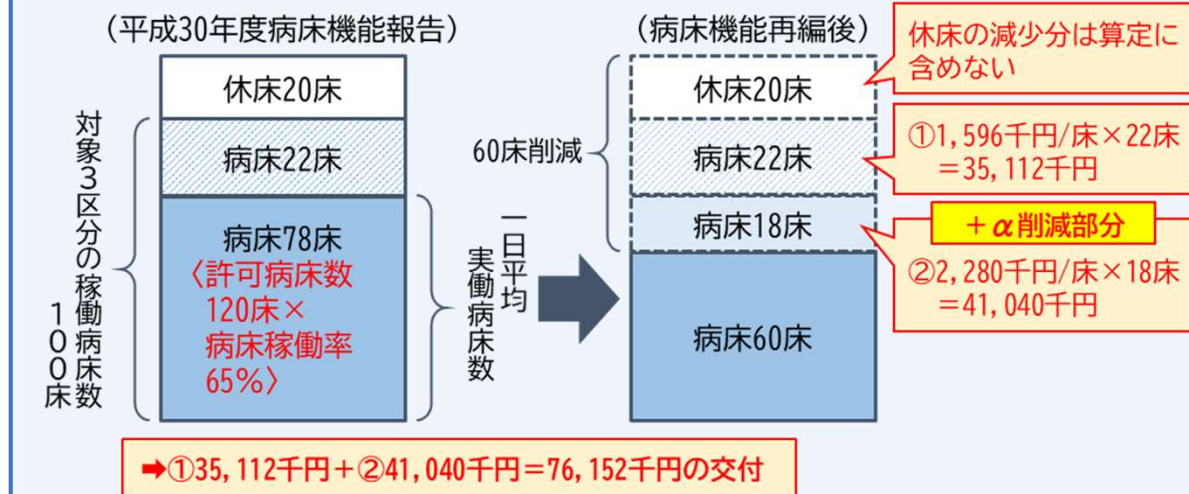
病床稼働率	削減する病床1床当たり
50%未満	1,140千円
50%－60%	1,368千円
60%－70%	1,596千円
70%－80%	1,824千円
80%－90%	2,052千円
90%以上	2,280千円

○債務整理支援給付金の支援額

統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。

[上限] 融資期間 20年、利率 0.5%/年

※参考（単独支援給付金のイメージ）



支援金の使途については、自由とされている。

病床機能分化連携等検討支援事業の概要

事業概要

病床の転換や再編・統合等に向けた検討段階への支援として、医療機関が検討を進める上で医業経営を専門とする事業者等へ委託し、収支シミュレーション等を行うために必要となる経費の一部を補助する。

支援対象

医療法に基づく県内の病院又は有床診療所の開設者が、地域医療構想に沿って、下記のいずれかの取組に向けた検討を行う上で、一定の事業者等（※）へ委託し、収支シミュレーション等を実施する事業

- ① 急性期病床等から回復期病床への転換
- ② 急性期病床等の削減
- ③ 複数医療機関の再編・統合
- ④ 地域医療連携推進法人の設立

（※）下記要件に該当する者を、業務担当者として従事させること。

1 次の資格のいずれかを有する者

（i）公認会計士 （ii）税理士 （iii）認定登録医業経営コンサルタント

2 次の従事実績のいずれかを有する者

（i）再編・統合も選択肢とした病院等の経営改善計画策定支援業務

（ii）急性期等の病床を回復期へ転換する際の転換計画策定支援業務

補助基準額等

○基準額 10,000千円／1 プロジェクト

○対象経費 委託料

○補助率 1／2

